

南加賀広域圏事務組合職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田慎司 (署名)

南加賀広域圏事務組合規則第 1 号

南加賀広域圏事務組合職員職名規則の一部を改正する規則

南加賀広域圏事務組合職員職名規則(昭和 53 年南加賀広域圏事務組合規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

職 員	職 名
	事務局長, 市場長, 次長, 会計管理者, 課長, 担当課長, 専門官, 参事(総括), 参事, 主幹, 主査, 事務員, 技術員

附 則

この規則は, 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。